

自然公園選定要領等の考え方の推移と改正に向けた要点

| 事項 | 昭和6年 国立公園選定ニ関スル方針 | 昭和27年 自然公園選定要領 | 昭和46年 自然公園選定要領改正 | 改正の要点 |
|-----------------------------|--|---|---|--|
| 風景形式の区分と景観区 の概念 | ・同一形式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト | 自然風景地を景観の特徴により夫々の風景型式に分類、その型式が支配する景観区を決定する 【国立公園基本調査標準 昭和28年10月】 景観型式＝地形区分と認識 地形の項で、その景観区を象徴する主要景観形式を説明するよう指示 | 同左 | 生物多様性の観点を取り入れるか |
| 代表性・ 数の限定 | ・我が国ノ風景ヲ代表スルニ足ル ・一定ノ標準ニ照シテ厳選シ努メテ其ノ濫設ヲ戒ムベキ | ・国立公園は、同一の風景型式中、我が国を代表すると共に、世界にも誇りうる傑出した自然の風景 ・国立公園は、国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景 | 同左 | 代表性の検討に当たっては、日本列島の地形形成史、生物多様性保全のための国土区分などを考慮する必要があるか |
| 異なる景 観区（風 景型式） の併合 | 記述なし | ・原則として一つの景観区の区域による ・二つ以上の景観区が近接し、且つ利用上緊密な関係があり、さらに両者の評価が近似する場合には、複数の景観区を併せて一つの公園区域とする | 同左 | 景観区と公園区域の考え方は妥当か |
| 面積要 件 | ・自然ノ大風景地タルコト ・其ノ区域広大ナルコト | ・景観区の評価項目として、「規模」を明示 | ・国立公園 広大な地域で、景観が雄大性に富む 原則として約3万ha以上 海岸を主とする公園は、約1万ha以上 ・国定公園 比較的広大な地域で、原則として約1万ha以上 海岸を主とする公園は、約3千ha以上 | 現在の面積要件は妥当か 海域をどのように位置づけるか |
| 景観評 価の観 点や基 準 | ・地形地貌ガ雄大ナルカ或ハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト ・日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ傑出シタル大風景 ・我が国ノ風景ヲ代表スルニ足ル ・世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スル | ・各景観区について以下の各項目ごとに、 地形（60点） 地質（30点） 自然現象及び文化景観（20点） 合計110点で評価し、景観区の順位付けを行う 評価は下記の観点を基礎に行う イ、規模 ロ、要素 ハ、雄大性 ニ、変化度 ホ、原始性 | 自然性要件： 以下のいずれかを満たすこと ・原則として2千ha(国定は1千ha)以上の原始的な景観核心地域を有し、1ないし数個の生態系が開発等によって著しく変えられていない ・海岸を主とする公園では、核心地域の海岸線延長が20km(国定は10km)以上 ・動植物の種や地形・地質及び動植物の生地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的の重要性がある ・自然景観の偉大な美しさがある 変化度要件： ・2以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいる | 景観核心地域、面積要件、変化度の考え方は妥当か |
| 景観要 素のと らえ方 | ・教化上ノ資料ニ豊富ナルコト 即チ 神社仏閣、史跡等豊カニシテ 地形、植物、動物、気象等自然物又ハ自然現象ニ関シテ 希有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト | 地形（60点） 地質（30点） 自然現象及び文化景観（20点） | 景観要素： ・陸上景観については、 地形地質、 地質、 自然現象、 野生動物、 文化景観等 ・海中景観については、 海中動植物、海中地形等 の景観価値を評価 | 景観要素の整理の仕方は妥当か |
| 利用性 | ・自然的素質ガ保健的ニシテ、 ・多数人ノ利用ニ適スルコト | ・到達の便利又は収容力、利用の多様性若しくは特殊性よりみて多人数の利用に適していること | 同左 | 利用形態の多様化、質の高い利用のあり方への対応が必要なのではないか |
| 全国的な 配置 | ・交通便利ニシテ ・全国的分布ノ当ヲ得タル位置 | ・国立公園については配置は考慮せず ・国定公園は利用の利便を考慮して全国的配置の適正を図る | 同左 | 国定公園の果たすべき役割は妥当か |
| 土地所 有関係 | ・国有地、公有地等ヲ主トシ、 (私有地を含む場合は)成ル可ク土地所有者ガ理解ヲ有シ | ・特別地域予定地の大部分が国有又は公有、または保安林その他 ・社寺有・私有地を含む場合は、土地所有者等が協力的であること | 同左 | 国公有地、保安林を中心とした考え方は妥当か |
| 産業・土 地利用と の関係 | ・水力電気、農業、林業、鉱業等各種産業ト抵触少キコト | ・特別地域予定地については水力電気、鉱業、農業、林業等各種産業開発による景観破壊の虞が少ないこと | 同左 | |
| 公園計 画策 定手 順 | 直チニ施設ニ着手シ難キ事情アル場合ニ在リテモ尚之ガ指定ヲ為シ先ズ以テ其ノ風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スル(区域指定を先行 詳細計画は追って策定) | (指定と公園計画決定を同時に進める方針に転換) | 同左 | |